

Ⅱ. 生命保険契約関係

- ◎ 遺族の生活資金確保のため、相互扶助の原理に基づいて支払われる死亡保険金の相続税非課税限度額について、現行限度額（「法定相続人数×５００万円」）に「配偶者分５００万円＋未成年の被扶養法定相続人数×５００万円」を加算すること

生命保険の加入目的については、「万一のときの家族の生活保障のため」と回答する割合が高い状況（４９．５％、生命保険文化センター「平成３０年度 生命保険に関する全国実態調査」より）となっています。こうした状況が示すように、生命保険は被相続人（被保険者）の死亡により生じる、残された家族の経済的負担に備えるために加入されるものであり、死亡保険金は「加入」という被相続人の明確な意思に基づき支払われた保険料によって準備され、遺族の生活資金と目的付けされているという点で、他の相続財産とはその位置付けが大きく異なるものです。また、平成２３年に発生した東日本大震災においては、被災された方の遺族の生活保障や生活再建のために死亡保険金が活用されており（図表２０）、その社会的重要性が広く認められているところです。また、平成２７年に相続税の基礎控除が引き下げられ、相続税の課税対象となる人が増えていることから、遺族の生活準備資金としての死亡保険金の重要性は増しています。

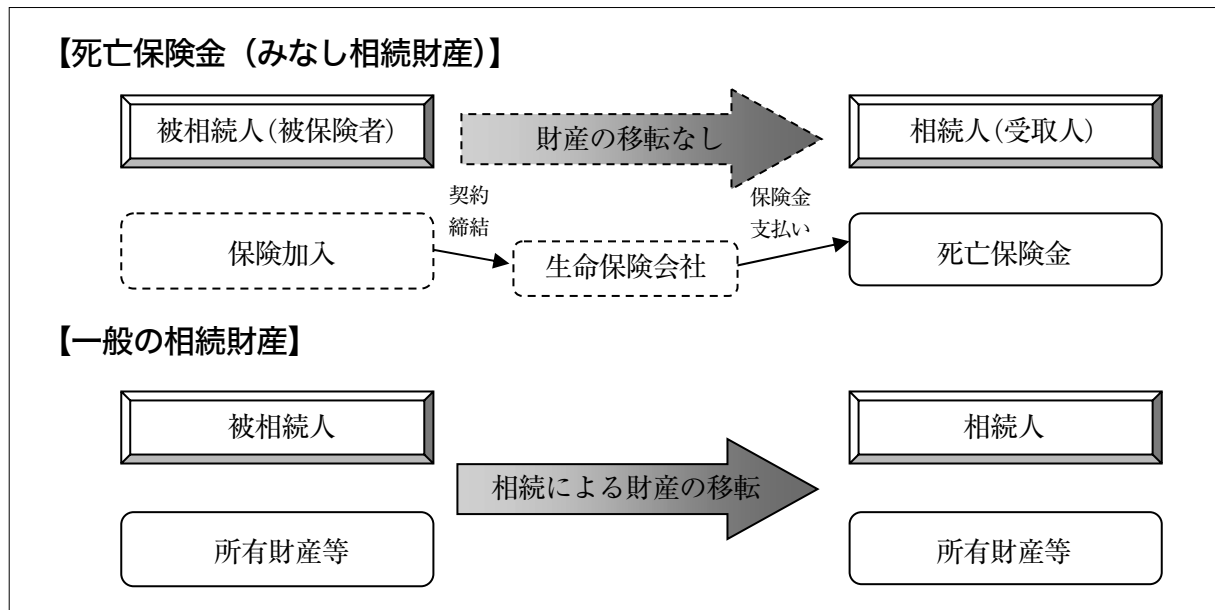
死亡保険金は、保険金受取人が保険金請求権を固有の権利として原始的に取得し、保険会社から直接受け取るものであり（図表２１）、相続税創設当初においては非課税として取り扱われていました。その後、死亡保険金を相続財産と「みなす」ことにより「みなし相続財産」として課税対象に取り込むこととされましたが、現在では、全ての法定相続人について１人あたり５００万円を非課税とすることとされています。死亡保険金は通常の相続財産とは異なり、多くの保険契約者が支払った保険料のプールの中から保険金受取人に支払われるものです。このような「相互扶助」の原理に基づき遺族の生活安定のために支払われるという性格が考慮された結果、死亡保険金に対しては相続税の非課税枠が設けられています。

(図表 2 0) 東日本大震災に係る死亡保険金の支払件数・金額 (平成25年3月末時点)

支払件数	支払金額 (死亡保険金)	うち災害死亡保険金額
		504億円
21, 027件	1, 599億円	

(生命保険協会ホームページ)

(図表 2 1) 死亡保険金と通常の相続財産との相違点

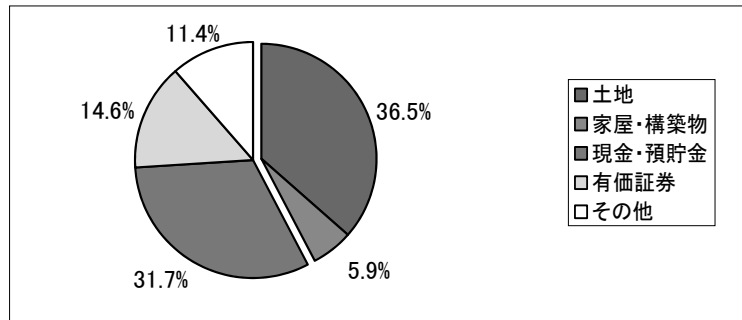


相続財産の大半（４割強）は土地・家屋等の換金性の低い資産で占められています（図表２２）。これらの資産は残された家族が継続して居住の用に供する等、遺族の生活基盤となる財産であって、実際に生活資金の柱となるのは、「遺族年金」や「現預金」、「死亡保険金」等となります。しかしながら、例えば、会社員の世帯主を亡くされた配偶者と未成年の子１人ないし２人の母子遺族世帯の場合、「遺族年金」は月額十数万円程度であり、必要な生活資金がピークとなる被相続人が３０歳代から４０歳代の場合、生活費を賄うことができず、相続財産を切り崩して生活資金を確保していると考えられます（図表２３）。

また、生命保険文化センターの調査によれば、３０代から４０代の世帯主が加入している普通死亡保険金額は２，０００万円前後となっていますが（図表２４）、この金額は世帯主が現在の収入水準で準備することができる、最低限必要な遺族の生活資金相当額と考えられます。しかしながら、厚生労働省の「平成３０年 国民生活基礎調査の概況」における１世帯あたりの「平均世帯人員」は減少傾向を示しており（図表２５）、母と未成年の子１人の母子遺族世帯を想定した場合、現行の非課税限度額は１，０００万円にしかありません。また、配偶者と未成年の子２人を想定した場合でも、現行の非課税限度額は１，５００万円にしかならず、いずれのケースも非課税措置として十分な状況にあるとは言えないと考えます。

よって、遺族の生活資金にまで課税の対象とされることのないよう、配偶者および未成年の被扶養法定相続人に対して、現行の非課税限度額にそれぞれ５００万円を加算することを要望します。

(図表 2 2) 相続財産の種類別財産価額の構成比



(国税庁「統計年報(平成29年)」)



流動性資金確保のために
死亡保険金の相続税非課税
措置が必要

(図表 2 3) 母子世帯の収入・支出(1カ月ベース)

	母子世帯	勤労者世帯
実収入	298,815 円	586,149 円
実支出	273,886 円	433,357 円
収 支	24,929 円	152,792 円

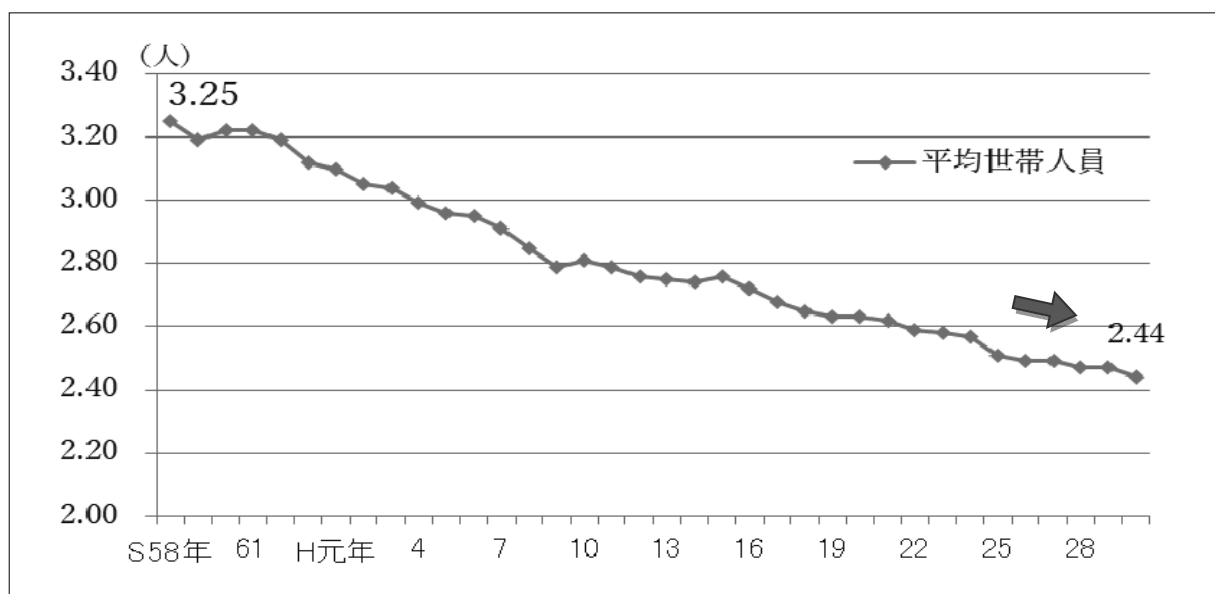
(総務省「家計調査(令和元年)」)

(図表 2 4) 世帯主の平均普通死亡保険金額

	30～34 歳	35～39 歳	40～44 歳	45～49 歳
普通死亡保険金額(平均)	1,891 万円	2,189 万円	2,107 万円	1,942 万円

(生命保険文化センター「平成30年度 生命保険に関する全国実態調査」)

(図表 2 5) 平均世帯人員数の推移



(厚生労働省「平成30年 国民生活基礎調査の概況」)